

学校法人興誠学園
浜松学院大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

浜松学院大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 興誠学園
理事長 俵山 初雄
学 長 今井 昌彦
A L O 山本 孝一
開設年月日 昭和 26 年 4 月 1 日
所在地 静岡県浜松市中央区住吉 2-3-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
幼児教育科		140
	合計	140

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

浜松学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月4日付で浜松学院大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」は教育基本法等にのっとり公共性を有し、多様な媒体にて学内外に表明され、その解説方法は定期的に点検され更新されている。

地方公共団体や教育機関等との連携活動が積極的に行われている。学生が中心となって企画・運営している「子どもフェスティバル」や、幼児教育・保育に関する教育研究及び教育支援活動を目的とした「子どもの未来創造センター」などによる活動を通して地域・社会貢献に取り組んでいる。

教育目的・目標は明確に定められ、学生に周知されており、毎年シラバス作成時に点検されている。学習成果は、教育目的・目標に基づき、「人間性」、「社会性」、「専門性」の3つの能力の獲得として定められ、科目ごとの学習成果はシラバスに明記されている。三つの方針は相互に関連づけられており、ウェブサイト、キャンパスガイド、学生便覧等により学内外に公表されている。

自己点検・評価委員会規程に基づき、同委員会を中心に全教職員が一丸となって自己点検・評価に取り組み、その結果を基に改善活動を行っている。また、他の短期大学との相互評価も実施され、報告書が公表されている。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき策定され、学内外に公表されている。教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従い、基本教育科目及び専門教育科目で構成され、短期大学設置基準にのっとり編成されている。教養教育の内容と実施体制が確立されており、専門教育とのつながりは明確である。職業教育の実施体制も明確であり、就職実績のある保育所、幼稚園、こども園の園長・施設長との懇談会を毎年定期的に開催し、卒業生の状況に関するアンケート調査による情報を基に教育内容を改善している。入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項等に明示され、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

教員は学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、入学から卒業、及び卒業後を見通した一貫性のある学生指導を行っている。学期ごとの授業評価アンケートの回答結果を踏まえて作成する「授業改善報告書」は学生にも開示している。

学習支援として、学習の土台作りを目的に、オンライン学習システムを活用した入学前教育を実施し、入学後も同システムを活用して基礎学力の維持と向上を図っている。学生の生活支援では、学務グループと学生委員会を設置し、学生の生活全般にわたる支援を行っている。進路支援については、多くの学生が保育現場を就職先として希望していることから、これに即した支援体制を整えている。

教員組織は短期大学設置基準に定める専任教員数及び教授数を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づいた教員が配置されている。研究論集が毎年発行され、研究成果の発表の機会が確保されている。科学研究費補助金の採択実績があり、不正防止など研究活動に関する規程は整備されている。教員はFD活動の一環として教員相互の授業参観等を通して授業・教育方法の改善を行っている。

事務組織の責任体制は明確であり、情報共有等の連携も十分に取られている。教職員の就業に関する諸規程は整備されており、規程管理システムにおいて全教職員に周知している。SD活動に関する規程が整備され、研修等も実施されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。図書館はラーニングラウンジとしても運営されており、蔵書等は整備されている。防災管理規程や地震対策のためのマニュアル及び情報セキュリティに関する基本方針等が整備され、危機管理体制も整えられている。コンピュータ教室や学内LAN、Wi-Fi等の情報通信環境が整備されており、学習環境は整えられている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去2年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は建学の精神及び教育理念を理解し、学校法人を代表しその業務を総理しており、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、意見を求めている。理事会は理事長が招集し、学校法人の業務を決している。理事会には各部門から幹部職員等が陪席して学校法人運営に関する協議内容を共有するとともに、学内外の必要な情報を収集して共有を図っている。

学長は教学運営の最高責任者として教育研究に邁進し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営するとともに、さらに学長の意思決定を補佐する運営会議を設置し、ガバナンスを支える体制を整備している。

監事は学校法人の業務、財務の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会へ提出している。評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、学校法人運営に関する重要事項等についての諮問に応えており、適切に運営されている。

短期大学の教育情報及び財務状況を含む学校法人の情報は、ウェブサイト等に公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 幼児教育科の学生たちが中心となり企画・運営を行う、地域の子どもたちに体験学習の機会を提供する「子どもフェスティバル」という 50 年以上にわたる試みや、発達障がいに関する一般向けの講座等を企画運営する「子どもの未来創造センター」の取組みは、建学の精神を体現した教育活動として地域・社会に貢献している。また、リカレント教育リレー講座として現在推進中の「スマート保育士」育成計画も建学の精神を世に示す独自の試みである。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 就職実績のある幼稚園・保育所・認定こども園の園長・施設長との懇談会を毎年定期的に開催し、卒業生の状況を教員が直接聞き取るとともに、卒業生の評価に関するアンケート調査を行っている。これらを通して職業教育の効果を測定・評価し、得られた情報を基に教育内容・方法等を改善している。

(2) 向上・充実のための課題

なし

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「誠の精神」即ち、「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」と明確に表現された建学の精神は教育基本法等にのっとり、公共性を有している。建学の精神及び「誠の精神」を中心に据えた教育理念は、多様な媒体において学内外に表明されており、その解説方法は定期的に点検され更新されている。

地域・社会貢献として、浜松商工会議所や浜松市私立幼稚園協会等と緊密な連携をとるなど、地域との交流が積極的に行われている。地域の子どもたちに体験学習の機会を提供する「子どもフェスティバル」は、幼児教育科の学生たちが中心となり企画・運営を行っており、学びの成果を発表する場にもなっている。また、幼児教育・保育に関する教育研究及び教育支援活動を目的とした「子どもの未来創造センター」では、公開講座やリカレント事業などを展開している。

建学の精神に基づき定められた教育目的・目標は、新入生オリエンテーションをはじめ、多様な方法で学生に周知されており、教務委員会及び学務グループを中心に、毎年、シラバス作成時に点検されている。学習成果は、教育目的・目標に基づき「自己理解と向上心、他を思いやる心(人間性)」、「常識と教養・自己表現力とコミュニケーション力(社会性)」、「専門知識と技術、実行力と使命感(専門性)」という3つの能力の獲得として明確に定められ、ウェブサイト等で表明されている。科目ごとの具体的な学習成果がシラバスに明記されており、全科目の学習成果との対応表も整備されている。

三つの方針は相互に関連づけられており、改訂を経て現在の形になっている。なお、それぞれの方針と学習成果の3要素（「人間性」、「社会性」、「専門性」）との関連をより明確にする観点から見直すとともに、とりわけ卒業認定・学位授与の方針については、卒業の認定や学位の授与に関する基本的な方針をより明確に示す内容としての検討が望まれる。

自己点検・評価委員会は規程に基づき整備され、毎年定期的に行う自己点検・評価には、同委員会を中心に全教職員が参画し取り組んでいる。他の短期大学との相互評価も実施し、ウェブサイト上に報告書が公表されている。自己点検・評価報告書は各委員会が分担して作成し、報告書はウェブサイトで公表されている。高等学校、地方公共団体、教育機関からの意見聴取、教育実習や保育実習のための実習懇談会でのフィードバック等、学外関係者からの意見聴取も多面的に取り入れられ、その結果は入試選抜制度の改善等に生かされている。教育の向上・充実については、科目レベルと学科・機関レベルでPDCAサイクル

を活用してアセスメントを行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応しており、学生便覧やウェブサイトに明示されている。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則に定められている。

教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従い、基本教育科目及び専門教育科目で構成され、短期大学設置基準にのっとり編成されている。

学期ごとに履修登録できる単位数の上限については履修に関する規程に定めて運用している。

シラバスには、授業の到達目標、授業内容、必要な準備学習の内容・時間、成績評価の方法・基準等、必要な項目が明示されているが、より統一を図るため記載内容の確認方法・体制等について検討が望まれる。

教養教育の内容と実施体制が確立されており、専門教育とのつながりも明確である。教養教育の効果については、学期ごとに授業評価アンケートを行い、その結果を基に教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

職業教育の実施体制は明確である。就職実績のある保育現場の園長・施設長との懇談会を毎年定期的で開催するとともに、卒業生の評価についてアンケート調査を行うことを通じて職業教育の効果を測定・評価し、この情報を基に職業教育の内容・方法等を改善している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき策定されており、学生募集要項等に明示されている。入学者選抜の方法は、高大接続の観点により多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、免許・資格取得率等の量的データや、卒業時満足度調査や卒業生調査等の質的データを活用し測定する仕組みを整えている。「育成される力」と「達成目標」から構成される学科の学習成果と各科目の対応関係については「学習成果」表を定め、ウェブサイト等で学生に提示し説明しているが、学生自身が学習成果の獲得状況を把握できるような仕組みの検討が望まれる。

卒業生の進路先からの評価は、教員による実習巡回時の聴取や、保育現場の園長・施設長との懇談会を通じて行っている。

教員は学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、入学から卒業、及び卒業後を見通した一貫性のある学生指導を行っている。学期ごとに行う授業評価アンケートの回答結果を踏まえた「授業改善報告書」を作成し、授業改善に活用し、学生にも開示している。事務職員は、教員と協働し学生の学習成果の獲得に貢献している。

入学前教育として、学習の土台作りを目的に、オンライン学習システムである「HGU ラーニングベーシックコース」を全入学予定者が受講している。さらに、HGU ラーニングを活用し、初年次教育として「HGU ラーニング・ステップアップコース」を実施して、基礎学力の維持と向上を図っている。

学生の生活支援では、学務グループ（学生担当）と学生委員会（教職員組織）を設置し、

学生の生活全般にわたる支援を行っている。学生の活動として、地域貢献活動が推奨され、ボランティアサークル等が設立されている。近隣の子どもたちを対象として毎年行われる「子どもフェスティバル」を通じた活動も活発である。さらに地域社会との連携強化を目的とした静岡県内の「短期大学交流会」の運営に学生が携わっており、教職員がそれらを支援している。学生生活に関して「相談箱」を用いて学生からの相談を聴取している。今後、相談への対応やその周知方法などについても検討が期待される。

進路支援については、教職員で構成される就職委員会と事務組織であるキャリア支援グループを設けている。多くの学生が保育現場を就職先として希望していることから、これに対応する「就職ガイダンス」をはじめ関連講座を実施するなど、支援体制を整えている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める専任教員数及び教授数を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき編制されている。教員の研究活動の成果については研究論集が毎年発行されており、研究成果の発表の機会が確保されている。科学研究費補助金の採択実績があり、外部研究費の獲得に積極的に取り組んでいる。研究活動における行動規範や不正防止、研究倫理等、研究活動に関する規程は整備されており、研究倫理に関するコンプライアンス研修を実施している。教員は、教員相互の授業参観等を通して授業・教育方法の改善を行っているが、更なる教育力の向上に向け、活発なFD活動の検討が望まれる。

事務組織の責任体制は明確であり、情報共有等の連携も十分に取れている。教職協働の体制と業務改善により、学生の学習成果獲得に向けた環境を整えている。SD活動に関する規程を整備し、教職員対象の研修等も適切に実施しているが、学生の学習成果の向上に向け、更に活発なSD活動の検討が望まれる。

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、規程管理システムにおいて全教職員に周知している。全教職員に対し勤怠管理システムを通じた労働時間の把握を行っており、適切な労務管理体制が整備されている。また、専任教員については労働実態を踏まえ、変形労働時間制が導入されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。図書館はラーニングラウンジとしても運営されており、蔵書、学術雑誌、AV資料が整備されている。防災管理規程や消防計画、火災・地震対策のためのマニュアル等が整備され、定期的な点検・訓練を実施している。情報セキュリティに関する基本方針等が整備され、危機管理体制についても整備されている。コンピュータ教室や貸出パソコン、学内LAN、Wi-Fi等の情報通信環境についても整備されており、授業や学校運営に活用できるよう整えられている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去2年間の経常収支が収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念を理解し、学校法人を代表してその業務を総理しており、また、経営企画室を設置して経営分析を行い、令和10年度までの中期計画「興誠学園

地域共創プラン」を令和5年度に策定し、将来像を明確にしている。

理事会は、寄附行為に基づき理事長が招集し、議長を務め、所定の事項について審議するほか、学校法人の業務を決し、意思決定機関として適切に運営されている。また、理事会には各部門から幹部職員等が陪席し、学校法人運営に関する協議内容を共有することにより、理事長がガバナンスを発揮できる環境になっている。理事は建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識と見識を有しており、法令等に基づき選任され、適切に構成されている。

学長は学長選任規程に基づき選出され、建学の精神とその理念に基づいた教育研究に邁進して職務遂行に努めており、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し、最終的な判断を行っている。また、教授会規程に基づき、教授会を適切に運営するとともに、理事会決定事項を共有する場としている。さらに学長の意思決定を補佐する運営会議を設置し、ガバナンスを支える体制を整備している。教授会の議事録は整備されており、学長の下に組織された各種委員会は適切に運営され、各議事録は保管されている。また、学生の懲戒については、学則第56条及び「浜松学院大学短期大学部懲戒処分規程」に定められている。

監事は学校法人の業務、財務の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、理事会、評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、学校法人運営に関する重要事項等についての諮問に応えており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、短期大学の教育情報及び財務状況を含む学校法人の情報等をウェブサイト等で公表・公開している。